

来年の成人式

同級生と一緒に

来年、成人式をむかえる人には今年12月下旬に案内の通知が届くはず。もし、手元に届かない人は市役所社会教育係に連絡してください。

成人式は、これまで1月16日から翌年の1月15日までに生まれた人を対象にしていた。ところが、1月16日から4月1日までに生まれた人の中には、同じ20歳で同級生であるのに一緒に成人式ができず、翌年度の対象になる人がいました。来年の成人式は、20歳になった同級生がみんな一緒に成人式に出席できるように、次のように対象者を変更することにしました。

- ▼これまでの対象者・1月16日から翌年の1月15日までに生まれた人。
- ▼来年度の対象者・昭和28年1月16日から29年4月1日までに生まれた人。

冬休みをひかえて

冬休みは、あわただしい年末の後に正月をひかえて、楽しい希望にみちた毎日です。この休みの間、子どもたちを有意義にかつ安全に過ごさせることも、自分の子どもを、今一度見なおす機会としてみたらどうでしょう。

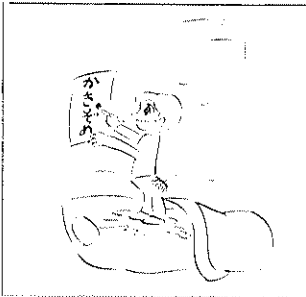


規則正しい生活を

子供の仕事をきめて、必ず実行させてください。このころで家庭の一日であるという自覚をもたせよう。来客に対して、礼儀正しい心のこもった挨拶や言葉づかいができるようにさせます。お年玉は二つかいはありません。

冬休みらしい学習

二学期にうまくなできなかったことを復習させます。毎日の出来事を日記に書かして、反省、話し合いの資料とします。一冊の本をきめて終わるまで読み通させるようにします。書きぞめやことしの希望を書いて



よく相談して使いまちを考えるとよいです。

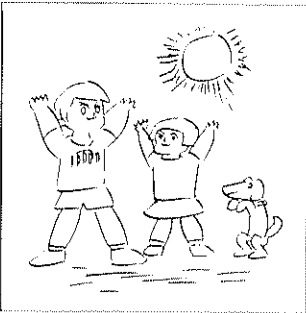
おいに書いて部屋にはるようにはします。

健康な体づくり

食べすぎや運動不足になりがちです。健康な体づくりを毎日実行させます。

安全な生活

年末年始で車が多くなります。とび出し、左右確認の横断、車の直前直後横断、自転車利用に注意



うぶな注意させましょう。水遊び、危険な遊びに注意し、みんなで事故防止の関心を深めます。私たちは、子どもの性格や行動を正しく見きわめてよりよく導く「目と手」をもちたいものです。子どもたちは日々大きく伸びています。去年の冬休みより、より充実した生活をおくらせましょう。

犯罪なくして明るい年を

年の暮れはお互いに忙しく、ドロボウは、ことし最後のかせぎどきと目を光らせています。楽しいお正月を迎えるため、スリ、ひったくり、あき果、サギなどの思わぬ被害にかからないようにしたいものです。

お金に気をつけよう

一年中で「現金」が一番動く時期ですから、ドロボウにとっても最後の稼ぎどきです。お金の取扱いに気をつけて、被害にかからないようにご注意ください。

家庭では

- 必要以上の現金は家におかないようにしましょう。
- 預金通帳や株券などと印鑑は別々に保管しましょう。
- 外出するときは、少しの間でも戸締りと施錠をしましょう。
- 家をるすにするときは、となり近所にたのんでおきましょう。

金融機関では

- 保安責任者を指定して、保安体制の強化をしましょう。
- 現金の取扱いを慎重にし、利用客には「一口防犯アドバイス」を実行しましょう。

会社、事務所では

- キャビネットや机の中に、現金や貴重品を置かないように。
- 宿直員の強化や防犯ベルの取り付けなど、防犯設備の整備を。
- 責任者を定めて、戸締りや施錠設備の点検を。

屋外では

- 混雑する場所では「スリ」や「ひったくり」に注意を。
- 婦女子の一人歩きはできるだけ避け、まわり道でも明るい道を。

- ハンドバックなどは、胸にかかえるようにして持ちましょう。
- 現金はできるだけ肌身につけ、ズボンのポケットなどに入れないようにしましょう。

サギにご用心

年末には、会社の倒産品などといって、粗悪な品物を高くうりつけたり、甘い口車に乗せられているいろいろな手口のサギにかかるおそれがあります。うまい話には必ず裏があります。見知らない行商人の売り物にだまされないようにしてください。

アパートのあき単防止

ちかごろアパートでの「あきす」の被害がふえています。次のことを守って、被害にかからないようにしてください。

必ずカギを

カギは、一つだけでなく、戸や窓に合ったよい補助カギを、ドロボウのわかりにくいところにもう一つつけるようにしてください。また、せっかくかけたカギは、必ず身につけて持つか、となりの人、管理人など信用のおける人に預けるようにしましょう。

不審な人を見かけたときは

アパート内などで、見知らぬ人がうろろろしていたら、「どちらをおたずねですか」とすすんで一声かけるようにしましょう。また、不審な人を見かけたときは、すぐ110番（警察）へ連絡してください。被害にかかったときは、部屋の中などの現場はそのままにして、すぐ警察へ届けましょう。

年金 老令特別給付金の請求

前号の広報でお知らせしました通り、明治三十七年一月二日から回三十九年四月一日までに生まれた人は、老令特別給付金として来年一月から月額四千円が支給されます。該当する人は、来年一月十九日までに市民課年金係まで届け出てください。（ただし、障害福祉年金を受けている人はもらえません）当日持つてくるもの。印鑑・お知らせしたハガキ・住民票（謄本）公的年金の証書。二級程度の障害福祉年金の申し出をされる人は、まだ政令で施行になっていませんので、しばらくお待ちください。《市民課》

福祉 社協の全戸会員制へ

南州市社会福祉協議会は、昭和三十五年四月一日発足、杉本良樹先生、故八井田茂実先生などのお力と市の協力を得て現在に至っています。しかし、近頃、人間尊重や福祉国家ということが言われだしてようやく知っていただくようになりましたが、まだまだ一般には知らない人が多いようです。社会福祉協議会はたがいに助けあって豊かな明るい社会をつくるため、市町村の福祉行政の補助団体のようなもので、低所得者に対する世帯更生資金貸付事務、また、市の委託による寝たきり老人、身体障害者、心身障害者、精神薄弱者などの家庭奉仕事業、各種心配ごと相談、老人クラブの運営、手をつなぐ親の会の運営、母子寡婦世帯の福祉に関する問題、青少年の健全育成の問題、その他共同募金運動、日本赤十字会、歳末助け合い募金運動、青年団、婦人会、遺族会、傷痍軍人会の運営に対する協力など、当面する社会福祉にかんする幅広い福祉事業を行っている団体です。このさい、みなさんの理解と協力で社会福祉協議会を発展させるため、全戸会員（もちろん自由ですが）になっていただき、住みよい南都市をつくられるようお願いいたします。四十八年度予算の本会役員会（理事七名、監事二名、各地区より評議員十五名で構成）で承認をえた全戸会員制による会費の経理は次のとおりです。▽収入の部 会費・百万円（二世帯あたり百万円とし一百万世帯） 支出の部 1地区社会福祉協議会育成費・五十万円（十七地区） 2地区社会福祉協議会会費・十一万五千円 3本会一般会計へ・三十七万五千円 この会費については、毎年お願いしています歳末助けあい募金（二十円）とこの会費百万円を部落連絡員の人か、月番の人か、お世話役の人がおろかかいたしますので、よろしく願います。すでに歳末助けあい募金を集めておられる部落は会費百万円だけ、すみません。がよろしく願います。《社会福祉協議会》